

総務企画委員会記録
<第1号>

平成31年第3回沖縄県議会（臨時会）

平成31年4月26日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成31年4月26日 金曜日
開 会 午前10時19分
散 会 午前11時5分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 専決処分の承認について
- 3 乙第3号議案 専決処分の承認について

出席委員

委 員 長	渡久地	修 君
副 委 員 長	新 垣 光	栄 君
委 員	花 城 大	輔 君
委 員	又 吉 清	義 君
委 員	中 川 京	貴 君
委 員	仲 田 弘	毅 君
委 員	宮 城 一	郎 君
委 員	当 山 勝	利 君
委 員	仲宗根	悟 君
委 員	玉 城	満 君
委 員	比 嘉 瑞	己 君

委員 上原 章 君
委員 當間 盛夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長 金城 弘昌 君
税務課長 小渡 貞子 さん
税務課主査 與那覇 真吾 君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例、乙第2号議案専決処分の承認について及び乙第3号議案専決処分の承認についての3件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 それでは総務部の乙号議案について御説明いたします。

議案は、平成31年第3回沖縄県議会（臨時会）議案にございますが、説明はお手元にお配りしております、平成31年第3回沖縄県議会（臨時会）総務企画委員会乙号議案説明資料で行いますので、そちらのほうをごらんください。また、関係資料として新旧対照表もお配りしておりますので御確認ください。

それでは説明資料の1ページをお願いします。

議案は、議案書の1ページとなっております。

乙第1号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、寄附金税額控除に関する規定を改正する必要があることから、条例を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附について、特例控除を適用するとともに、その他所要の改正を行うものであります。

条例の施行期日は、平成31年6月1日としております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲田弘毅委員。

○**仲田弘毅委員** この条例が一部改正されたとあるのですが、これはいつ改正されているのですか。施行は6月1日から適用されるわけでしょう。その一部改正というのがいつになって、これはしかも専決処分で4月1日から実施されますよね。

○**小渡貞子税務課長** 乙第1号議案につきましては、専決処分ではなく条例提案ということで、今回の議会に提案するという形をとっております。その後、議会で議決いただきましたら6月1日施行ということになっております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありますか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** この中で総務大臣の指定がある都道府県と指定がない都道府県とがありますよね。この違いは何がありますか。

○**小渡貞子税務課長** 今般、ふるさと寄附金と言われているものにつきまして、

総務大臣のほうから返礼品の競争とかの話が出ておりますので、その3割を超える返礼品をやっているとか、地場産品以外のものを送っている地方団体につきましては、指定の対象から外す、指定をしないという。やっていないものを指定するというので、今回この制度ができましたので、この改正に上げているということです。

○又吉清義委員 今、ふるさと納税に関する問題を受けている、要するにテレビで非常に話題になっております。400億円もふるさと納税で集める、その中身等で非常にいろんな問題が出ておりますが、そういったふるさと納税だけについて、ということよろしいのでしょうか。

○金城弘昌総務部長 そのとおりでございます。

○又吉清義委員 その中で指定される場合においては、テレビを見る限りはいろんなものがあるはずですが、これで例えば県のほうにも中身等の具体的なふるさと納税の改正とかもあるのですか。この3割を超えない範囲内で、買ってはいけないもの、やってはいけないものとか、これもテレビでかなり話題になっているのですが、そういったものも具体的に出ていますか。

○金城弘昌総務部長 総務省の調査等で各県調査をしておりますして、返礼品等が実質3割を超える団体がどんな状況とか、または地場産品以外の返礼品を送付している団体がどのような状況か、というのを総務省のほうで確認をしております。

あくまでも平成30年11月1日現在ですけれども、3割を超える返礼品については全国で25団体があると、県内では1団体ございます。また、地場産品以外の返礼品ということで、全国では73団体で、県内は4団体あるということが、あくまでも昨年11月1日時点でございますけれども。その後、総務大臣の通知等があり、現在各地方自治体から申請が上がっておりますので、それも今、総務省で審査をしていると。その状況に応じて今回、指定がされるか、されないかということが決まるということでございます。

○又吉清義委員 その中で今、沖縄でも若干該当する自治体があるかもしれないのですが、沖縄県自体はこれに全く該当するのかもしれないのか、該当しないという解釈をしてもよいか。

○金城弘昌総務部長 沖縄県の場合はございません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 ふるさと納税の部分なのですが、県はこのふるさと納税、平成30年度でいいんだけど、どれくらいのふるさと納税の寄附金があったのか。

○小渡貞子税務課長 平成30年度につきましては、まだ集計途中ではありますがけれども、現時点におきまして751件、4195万9000円の寄附を受け入れております。

○當間盛夫委員 今問題になっているのは高額な返礼品と申しますか、それでいろいろと、総務省と各自治体との争いがあるというのがあるのだけれども、沖縄県は返礼品はないよね。

○小渡貞子税務課長 沖縄県は、返礼は行っておりません。

○當間盛夫委員 部長、何でやらないの。例えば、高額のものというのはわかるんだけど、我々沖縄県の部分で、やっぱり県産品、いろんな、泡盛も消費が減っているのだとか、例えば沖縄の畜産だとかそういった部分の、沖縄をもっとアピールする部分での一このふるさと納税の返礼の部分というのは、県内のそういう中小を含めた県内の企業だとか、1次産業の皆さんの大事な分があるのだけれども、皆さんその辺はどう考えているのですか。

○金城弘昌総務部長 県では、平成27年度までは3万円以上の寄附者に対して県産品、アグー肉であるとか泡盛とかを特産品ということで、返礼品として進呈をしていたところでございます。ただ、平成27年の7月に総務省からふるさと納税は経済的利益の無償の供与である寄附ということで、それを踏まえて返礼品については自粛すべきではないかという通知が発出されております。

また、県内各地、各市町村で各地の、いわゆる特産品を返礼品としてふるさと納税の充実を図っているということもありまして、県がそれぞれの県内の市町村と競合するのは望ましくないのではないかと申した理由から、平成28年1月以降については特産品等の返礼は廃止をしたところでございます。

○**當間盛夫委員** ちなみに先ほどの3割以上のものが何団体あるのかわからないのですけれども、県内の41市町村で返礼品をやっている市町村はどれくらいあるのですか。

○**小渡貞子税務課長** 現在41市町村のうち、39市町村が返礼を行っております。

○**當間盛夫委員** ちなみにこの41市町村で、全部の金額がどうということではなくて、寄附額が一番高い市町村と、平均と、一番低いというものは出せますか、どれくらいの差があるのか教えてください。

○**小渡貞子税務課長** 平均は今すぐは出せないのですけれども、一番高いところが3億4388万5007円になっております。

○**當間盛夫委員** これはどこなの。

○**小渡貞子税務課長** 宮古島市です。
一番低いのが粟国村の8万円になっております。

○**當間盛夫委員** ちなみに粟国村は、物を出しているのですか。粟国村も塩だとかいろんな特産品があると思うのだけれども。

○**小渡貞子税務課長** 粟国村は返礼を行っておりません。

○**當間盛夫委員** 県としてはこのふるさと納税というのか、この辺は41市町村で3億円のところもあれば8万円というところもあるということであると、皆さんこの41市町村、県も含めて、このふるさと納税というのはどういう位置づけでもっていこうと考えていますか。促進していこうとしているのか、現状でただもらえればいいというような認識なのか。

○**金城弘昌総務部長** 平成29年の実績になりますけれども、県内全体で、県、市町村合わせて約27億円くらいの寄附がございます。ですからそういった市町村のほうに寄附が結構いっているということがありますので、県としてはやはり地域を応援したいとか、また活性化を図りたいというような寄附金の制度の趣旨がございます。そこはしっかり進めていきたいと思っています。

一方で県のほうでは市町村と競合するのはよろしくないと思っていますの

で、制度もしっかり伝えていながら、市町村のバックアップといたしますか、こういうことを沖縄県はやっていますよというPRは図っていきたいと思っています。

○**當間盛夫委員** ぜひ粟国村はバックアップしてあげてください。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○**宮城一郎委員** 逆の流れなんですけど、沖縄県民が本土の自治体に寄附を、ふるさと納税をした場合のことについてお尋ねしたいのですが、これまで指定がない段階ではすべからず資料にある赤い住民税の部分というのは控除されていて、言葉を選ばなければ、県に入ってくる収入、税収として取りっぱぐれていた事実ということがあるわけですね。

今回指定を受けていない自治体に寄附をした場合には、この赤い部分というのはしっかりと県税として入ってきますよということでしょうか。

○**小渡貞子税務課長** そのとおりです。

○**宮城一郎委員** 全国的にどの自治体も財政が厳しい状況ですので、これをしっかり法に基づいてやれば我々沖縄県の税収にとってはプラスになることだと思います。

これまでふるさと納税によって控除されていた額というのはどのくらいあるのですか。

○**小渡貞子税務課長** 2億8000万円余り控除されております。これは県分になります。

○**宮城一郎委員** 今後、そういう指定がされなかった自治体に対して、先ほどは県の立場としては税収がふえる可能性があるということでもいいことだと思うのですが、今度は納税する立場、寄附する立場に立ったとき、控除を受けられると思っていたのに、1年後の確定申告のときに控除対象ではないですよというときに、少しボタンのかけ違いといたしますか、こんなはずではなかったのにということも起こり得ると思うのです。そのための周知というのですか、この自治体は控除対象外になりますというところを、大もとである総務省なり、あ

るいは県なりというのは、県民に対する告知というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○小渡貞子税務課長 指定を受けた団体につきましては、国のほうで告示されますので、例えば県のほうでもふるさと寄附金に関するホームページ等でやっておりますので、そこら辺で周知は図っていきたいと考えています。

○宮城一郎委員 ぜひこの辺、県のホームページといってもどのくらいの方がごらんになっているのかというところが、やはり少しくエスチョンなところもあると思いますので、県民にとって誤解のないようにというか、実際に確定申告のときとかに何かがっかり感とか、あるいはクレームになったりしないような対策をお願いしたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案専決処分の承認についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 次に、説明資料の2ページをお願いします。

議案は議案書の2ページとなっております。

乙第2号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、地方税等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部改正について、平成31年3月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の概要を申し上げますと、議案の概要の1については、総務大臣がe L T A Xの障害により多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認める場合に、その期限を延長することができることとなることに伴い、規定を整理するものであります。

次に、概要の4、自動車取得税に関しましては、一定の排出ガス性能を備えた自動車に係る税率や課税標準の特例について適用する期限を平成31年9月30日まで延長するものであります。

また、概要の6は、市町村に所属する対象鳥獣捕獲員等が、狩猟者の登録を受ける場合に係る狩猟税の課税免除及び税率の特例について、適用する期限を平成36年3月31日まで延長するものとなっております。

この条例は、平成31年4月1日から施行しております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 4番の自動車取得税関係ですが、本来でしたらこういうのを改正したら1年あるいは3年とかになるが、なぜことしの9月までなのか。

○**小渡貞子税務課長** 自動車取得税につきましては、ことし平成31年10月から自動車税環境性能割というものに変りますので、自動車取得税は9月30日までとなっております。それで9月30日までの延長となっております。

○**中川京貴委員** 了解しました。

もう一つは、6番の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員等の狩猟者の登録。もちろんこの課税免除は必要だと思っておりますが、これは例えば今、対象者はどれくらいいて、これが免除されなかったらどれだけの税が発生するのですか。おそらく狩猟ですから猟友会とか、わなとか、登録があると思うのですよ。登録者数が。

○**小渡貞子税務課長** 現在、狩猟税につきましては、それぞれ種類がございますが1万6500円から5500円の税率が設定されております。平成29年度につきましてこの特例の適用を受けております方が合計で、課税免除の対象者が170名、税率軽減を受けた方が36名おりますのでこの方々について適用がなくなることになります。

○中川京貴委員 170名が該当者であるけれども36名しか……。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、税務課長から改めて課税免除者数と税率軽減を受けた方の数の説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 最後に、これは猟とか、わなとか、いろいろな仕掛けとか、マングースの駆除とかあると思うのです。これは資料があると思うので、きょうではなくていいので資料を下さい。

○小渡貞子税務課長 はい。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 あと少しです。もし中身をおわかりでしたらちょっと御説明をお願いしたい。

例えばこの自動車取得税に関しまして、またこの改正に関しまして、特に環境に対する基準エネルギー消費効率という言葉が頻繁に出てくるのです。この基準エネルギー消費効率というのは、旧と改正後で何がどう違うのか。例えば旧は、大体100分の130からこれが現行では100分の120になるということなのですが、これはかえって数値が悪くなっているのではないかと私は思ったのですが、よくなっているのか、悪くなっているのか、それはどのように解釈していますか。

○小渡貞子税務課長 この環境の基準につきましては、年々車の性能を環境に優しい基準に上げていくということなので、年々この基準を上げていっている、その基準に追いつくものについて減税をするという形になっているので確かに基準は厳しくなっております。

○又吉清義委員 基準が厳しくなったということです。今、解釈の仕方で基準

エネルギー消費効率という表現がたくさん出てきます、これが100分の130から100分の120になるということは効率が、数字が高くなった感じがするのですが、これはよくなったと解釈していいのか、これは皆さんおわかりですかと聞いています。

○與那覇真吾税務課主査 例えば、数字が上がるほど達成しなければならない基準、求められる基準は高くなりますので、委員がおっしゃるような形だと、逆に120が110になるという場合は、基本的には想定されないのですが、逆に110から120に上がる場合は想定されると思います。

○又吉清義委員 まだ理解に苦しんでいるのですが、100分の130から100分の120になることは効率が上がることなのか、下がることなのかと聞いているわけです。燃費としてよくなるのか、燃焼効率は悪くなるのか。

○與那覇真吾税務課主査 今の意味ですと、燃費効率は悪くなるということです。

○又吉清義委員 燃費が悪くなることに対して、私たちは燃費をよくしようということでこの条例が出されて、それを認めるわけですよ、何か筋が違いませんか。それを皆さんが受けて燃費が悪くなることに対して、今賛同することはおかしいことではないですか。

○小渡貞子税務課長 燃費が悪い車につきましてはこの特例で税率が、軽減率が少なくなりますので税金としては高くなります。なので燃費のよい車を買ってくださいという仕組みになっております。

○又吉清義委員 ですからそれはいいんです。それは構わないですが、燃費が高いのになぜあえて下げますかということが、私は疑問ですと聞いてます。皆さん現行はトラックであり、バスであり、タクシーであり、いろんな車種が全部、燃費は悪くなるほうに緩やかになっているのに、何で緩やかにする必要があるので。ただ現行のままで燃費の悪い車はそのまま税金を高くすればいいのではないですか。燃費の悪い車をさらにふやして、みずからふやして緩くしているというのは、ちょっと理にかなわないのではないですか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から乗用車を例にこれまでは2020年度基準で40%達成したものは80%の軽減だったが、今回の改正で50%の軽減になり、税金としては高くなる旨の説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 それは認めますよということです。ですからその中でなぜあえて基準エネルギー消費効率を悪くするのですかと聞いています。これがバス、タクシー、トラック、あらゆるものが全部、部長がそういうふうにおっしゃったこれもあります。次は基準エネルギー消費効率というのもあって、これも変えましょうと、基準値を変えましょうと。緩くする必要があったんですかと聞いています。

○與那覇真吾税務課主査 今回の改正においては、達成すべき燃費の要件などについては特に変更しておらず、燃費に応じた税の軽減率のほうを変更しておりますので、先ほど休憩中に部長がおっしゃったように、例えば、ガソリンの乗用車、ハイブリッド車で、今までは平成32年度の燃費基準に30%以上達成しているような自動車については、これまでは80%の軽減を行っていましたが、改正後は50%の軽減にするというような形の改正をとっております。あくまで改正したものについては税率の軽減率のほうを変更しております。

○又吉清義委員 急に出た議案で、平行線で、後で調べておいてください。
4ページをあけてください。ほんの一例です。皆さんの比較対照表です。4ページ(イ)のエネルギーの使用の合理化等に関する法律ということで、例えば下から4行目を見てください。基準エネルギー消費効率とあって、平成32年云々書いてあって、基準エネルギー消費効率を100分の130にすると、これが改正前です。改正後は左側を見ると下に書いてあるとおり、平成27年度基準エネルギー消費効率は100分の130から100分の120を乗じた数値以上ということで緩くなっていないのかということで、その辺がいまいちかみ合わないから聞いているわけです。こういった数値が変更しているのがいっぱいあります。変更しない分野もいっぱいあります。先ほどの税率の改善もいっぱいあります。ですから今ここで議論しても進みませんので、後でもう少し詳しく調べてもらえませんか、環境をよくするためにやってる法律かと思うのだけれど、もしかして緩

くなっていないですかと、それは皆さんしっかり調べていただけませんか。後で報告してもらえませんか。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案専決処分の承認についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 次に、説明資料の3ページをお願いいたします。

議案は議案書の17ページからになっております。

乙第3号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等が平成31年3月31日に改正され、同年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、平成31年3月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正の概要を申し上げますと、沖縄振興特別措置法に規定する地域等における県税に係る課税免除について、適用期限を2年間延長するものです。

この条例は、平成31年4月1日から施行しております。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員

○又吉清義委員 2年間延長されるということで、非常に県民にとっても行政にとってもいいことだと思うんですが、これが今延長されることにより、お互

い税金ですね、どれくらい負担が軽くなっているのか、その辺などもう少し詳しく説明してもらえますか。

○小渡貞子税務課長 これまでの課税免除の実績ということでよろしいですか。

最新のものですと、平成29年度の実績になっております。平成30年はまだ途中ですので。平成29年の実績ですと、129件で6億3021万円の課税免除等を行っております。

○又吉清義委員 年間129件で、6億円余りのこういった対応……。そうすると私はさらにあるかなと思っていたんですが、平成29年度でこういった件数、これは傾向として件数は多くなっているのか、少なくなっているのか、この受ける件数、待遇等もですね、課税対象の額自体も小さくなっているのか、大きくなっているのか。傾向はどのようになりますか。

○小渡貞子税務課長 件数としましては、徐々にふえていっている形になっておりますが、免除額としましては、やはりそのときに受ける税金の種類とか金額とかによります。これについては、例えば平成28年ですと8億円余りですので、上下する幅があるということです。件数はふえている傾向にあります。

○又吉清義委員 要するにこういった額、私はお互いもっと周知徹底すると。もしかして知らないところもないのかなということと、あと手続等で不便さを感じて諦めてる県内業者もいないのかなと。そういったのは非常に大切にすることによって、さらにお互いですね、これはやって自立経済に向けて取り組むべきものだと思っているものですから。その点については皆さんとして8億円から6億円に減ったからということで、この原因等云々の追求とかは分析しておりますか。

○小渡貞子税務課長 一応、件数としてはふえておりますので、周知は図られているのかなというふうに思うんですけども、一応、この課税免除につきましては各所管課がありますので、そちらのほうで広報等を実施しております。それに税のほうも同行しまして、税の制度であるとか手続のやり方等について説明会等を開催しているところでございます。

○又吉清義委員 最後にですけど、やはりこういうのをやることによって、最

終目的は企業としてしっかり成り立って、自立経済に向けて大きくできることが目的だと思うんです。こういった税の優遇を受けている企業であり、いろいろな会社であり、私は実績等についてもぜひ、県として追跡調査をすることによって、やはりしっかりと国に物が言えるかと思うんです。その辺等も皆さんとして、受けている企業に対し、傾向としてどうなっているのか、これでいいのか。これは、2年後に切れるわけですよ。切れていいのか、しっかり自立ができたのか、フォロー等についてもですね、県の考え方がどうなっているかは、私は方針であり、しっかり資料等をそろえておくべきだと思うのです。そういった優遇を受けている企業等について、経営状況というのはどのような状況でしょうか、順調に進んでおりますか。

○金城弘昌総務部長 先ほど、税務課長からありましたけれど、それぞれ税制度の所管部局がありますので、個別については所管部局が把握していると思いますが、これは税制の延長の際に、やはり実績はどうなのかとか相談しにくいことがあるのではないかとこのところで、その反省を受けて窓口を設置したりということで、企画部を中心に実施をいたしまして、今回、令和2年の税制改正の際に延長というふうになっておりますので、しっかり制度が活用できて沖縄振興に役立つというふうな税制度でございます。そこは部局とも連携しながら、我々の部の控除については説明会に同席するといったことを、しっかり連携しながらやっていくということで今後も努めていきたいと思っております。

○又吉清義委員 資料要求でこういった、ここ3年前からでよろしいですから、受けた件数、こういった職種があつて、大体……。個人情報保護条例もあるかと思っておりますので、その辺公開できないんで、ちょっと資料としていただけませんか。どのような企業が受けている、どのくらいの金額を受けている、そういったものをひとつ資料としていただきたいのですが。部長、よろしいでしょうか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から提供する資料の内容について確認があり、課税免除や減額の実績等について提出することになった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第2号議案専決処分の承認について及び乙第3号議案専決処分の承認についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案の承認議案2件は、これを承認する

ことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員長から海外視察調査報告書の知事への手交についてを、また事務局から渡名喜村の視察調査日程の変更についての説明を行い、意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修